

鹿児島県地球温暖化対策実行計画別冊2（素案）に対する意見（パブリック・コメント結果）

- 1 実施期間 令和5年12月22日（金）から令和6年1月22日（月）まで
- 2 意見の件数 4件（1者）
- 3 提出された意見の概要及びそれに対する県の考え方

No	意見の概要	県の考え方
1	<p>別冊2-1の「(2)適応の必要性」の認識及び「(3)国及び県の取組」に記載された取組に賛同する。特に、「(3)国及び県の取組」に記載された「本県においても、今後いかなる気候変動の影響が生じようとも、それらの影響による県民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安心・安全で持続可能な社会の構築を目指す必要があります。」との基本姿勢や、科学的・技術的助言を行う拠点として「鹿児島県気候変動適応センター」設置につき賛同する。</p>	<p>今後、計画に基づき各種施策を効果的に実施してまいります。</p>
2	<p>別冊2-14～2-15に記載のある「3. 気候変動の影響(4)自然災害・沿岸域」に賛同する。なお、別冊2-16～2-17「(7)国民生活・都市生活」については、「インフラ・ライフライン等<水道・交通等>」の記載が見受けられるが、気候変動による短時間強雨や渇水の頻度の増加、強い台風の増加等が生じれば、民間建造物にも多大な被害が発生し、「国民生活・都市生活」に多大な影響が発生するものと考えるため、当該視点に関しても追記されたい。</p>	<p>国民生活・都市生活においては、国の気候変動適応計画を勘案し、主に交通・電力・通信・水道・廃棄物処理などの様々なインフラ・ライフラインの障害の発生や寸断、設備への直接的被害について記載しており、気候変動による気象事象の発生頻度や強度の増加、強い台風の増加等に伴う直接的な被害（人的被害、建物への被害等）については、自然災害・沿岸域において記載しています。</p>
3	<p>別冊2-18に記載のある「4 適応に関する基本的な方向性」「(1)適応策の方向性」につき、おおむね賛同する。なお、「鹿児島県の気候変動(RCP2.6)」によると、鹿児島県の年平均気温は21世紀末に1.2度上昇し、短時間強雨の回数は1.4倍になることが予想されている。「将来予測影響については、緊急性の観点から今後順次必要な施策を検討します。」との記載があるが、将来予測影響に沿って計画的な対応を期待する。</p>	<p>今後、計画に基づき各種施策を効果的に実施してまいります。</p>
4	<p>別冊2-1「(3)国及び県の取組」に記載された「本県においても、今後いかなる気候変動の影響が生じようとも、それらの影響による県民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安心・安全で持続可能な社会の構築を目指す」ためには、別冊2-23～2-25に記載のある「5 気候変動の影響への適応策(4)自然災害・沿岸域」中の適応策を講じたとしても、移動が不可能な不動産においては、一定程度の損害が発生することが予測されることから、公助はもちろん、共助・自助による対策を併せて推進すべき。</p>	<p>国土強靱化基本法に基づく鹿児島県地域強靱化計画により、「自助」、「共助」、「公助」による防災力の強化等の取組を推進しています。</p>